

滋慶医療科学大学大学院 障害学生修学支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、滋慶医療科学大学大学院における障害のある学生が、その年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、障害のある学生とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害等の障害があるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認めた者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配するとともに、障害のある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

(研究科長の責務)

第4条 研究科長は、学長の命を受け、当該研究科の障害のある学生が修学における不利益を受けないよう、具体的支援方策等を構ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、当該研究科の障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配するとともに、障害のある学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第6条 学生生活委員会は、委員会内に障害学生支援に関する部会を設けて障害学生支援コーディネータを置き、合理的配慮の提供に関する事項を審議し、かつ紛争の防止または解決を図る。また支援を円滑かつ適切に行うため、関係部局間の調整を行うものとする。

第7条 学生生活委員会障害学生支援部会は、次に掲げる業務を行う

- (1) 入学を希望する学生への情報提供及び相談対応に関すること
- (2) 入学者選抜における受験上の配慮に関する業務に関すること
- (3) 障害のある学生の支援の申し出等の相談への対応に関すること
- (4) 障害のある学生の教育的ニーズの把握、支援計画立案及び学生生活委員会への報告に関すること
- (5) 施設・設備のバリアフリー化に関すること
- (6) その他障害学生支援に関し必要なこと

(審議)

第8条 学生生活委員会は、障害学生支援部会の報告に基づき次に掲げる事項に関し審議する。

- (1) 支援の申し出に関する事項
- (2) 具体的な支援に関する事項

- (3) 支援に係る関係部局の調整に関すること
- (4) 支援体制に関する事項
- (5) 施設・設備の整備に関する事項
- (6) その他障害学生の就学支援に関し必要と認める事項

(事務)

第9条 事務局においては、前項の実施計画にしたがって障害のある学生のための修学等支援事業の実施を推進する。支援に関する事務は、事務局において処理する。

(支援の申し出)

第10条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれに次期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

第11条 支援の申し出は、事務局を窓口とし、学生生活委員会が受理し、支援実施計画について障害学生支援部会に諮問する。当該部会は学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、学生生活委員会に報告しなければならない。

(合意の形成)

第12条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。学生生活委員会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。万一合意の形成に至らなかった場合は、第三者を含めて再度協議するものとする。

(規程類の整備及び予算上の措置)

第13条 学長及び研究科長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(研修・啓発)

第14条 本学は、教職員などに対し障害を利用とする差別に関する理解を深め、合理的配慮、その他必要な研修を行うものとする。

(秘密保持義務)

第15条 障害学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年9月9日から施行する。
- 2 この規程は、2021年1月19日から改正施行する。
- 3 この規程は、2021年4月1日から改正施行する。